

【尾張旭市業務継続計画（新型コロナウイルス感染症編）概要】

○ 目的

職員の多くが新型コロナウイルス感染症に罹患、または濃厚接触等により自宅待機の状況となった場合においても、新型コロナウイルス感染症対策業務を迅速に実施するとともに、市民生活の維持に必要な通常業務を滞りなく実施するため、業務継続に必要な体制をあらかじめ定めることを目的とする。

○ 計画の前提条件

市の職員の出勤率が60%まで低下するとともに、その状況またはそれ以上の状況が2週間程度継続する状態を前提とする。

- ※ 「全人口（県計画では県民）の25%が罹患し、流行期間（約8週間）に順次り患した場合、従業員本人や家族の罹患等により、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤」とする国及び愛知県の被害想定に基づく。
- ※ この計画に準拠する職員は、市長、副市長、教育長及び一般職の職員（会計年度任用職員を含む。休職休業中の職員及び消防職員※は除く）とする。

○ 基本方針

職場における感染防止対策の徹底を図るとともに、原則、感染拡大につながる業務や不急の業務は縮小・中止し、優先的に実施すべき業務に資源を集中させるものとする。

○ 業務継続体制の発動

職員（会計年度任用職員を除く。）の出勤率が60%程度になった時点で、「尾張旭市新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「対策本部」という。）で協議し決定する。

- ※ 業務継続体制に移行するまでの間は、随時、対策本部又は連絡会議を開催し、段階的に業務を縮小するなどして行政機能の維持を図る。

計画本編 ⇒ [「ネットフォルダ>新型コロナウイルス関連>尾張旭市業務継続計画（新型コロナウイルス感染症編）」](#)